

笑顔をつなごう

主任児童委員ハンドブック

PR編



一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会

～主任児童委員のことを知ってもらうために～

主任児童委員制度が創設され 30 年が経ちますが、地域や学校、行政機関においても
まだまだ主任児童委員のことが知られていないということが課題となっています。

地域の身近な相談相手になるためには、主任児童委員のことを知ってもらうことが
必要であり、機会をとらえて PR 活動を行うことも大切です。

ここでは「笑顔をつなごう 主任児童委員活動ハンドブック」の PR 編として、活用できる
リーフレットやチラシ、市町村での PR 事例をご紹介します。

市町村での PR 活動の参考にさせていただければ幸いです。

主任児童委員部会



◇PR ツール◇

〈全民児連/チラシ/有料〉

こんにちは 民生委員・児童委員です。



〈県民児協/リーフレット/有料〉

民生委員・児童委員 主任児童委員



住民や関係者に理解を深めてもらう際に

役割や活動を知ってもらう際に

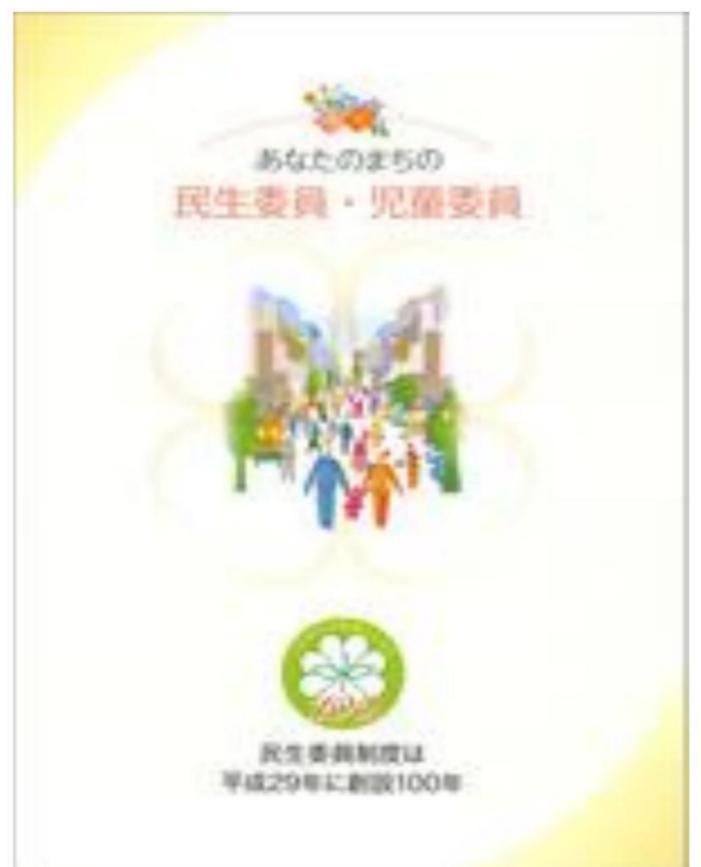
〈全民児連/三つ折りの名刺型/有料〉

PR カード



〈全民児連/パンフレット/有料〉

あなたのまちの民生委員・児童委員



名刺代わり、メッセージカード

関係機関の理解を深めるための説明資料

〈全民児連/チラシ〉

知ってください！ 児童委員、主任児童委員



← 教育機関向け
活動紹介チラシ
(色：ピンク)



.....

行政等 →
関係機関向け
活動紹介チラシ
(色：ブルー)



教育機関向け活動紹介

〈全民児連/チラシ〉

知ってください！ 児童委員、主任児童委員



行政等関係機関向け活動紹介

〈全民児連/ポスター・動画〉 ※サイズを変えてチラシとして配布できます。



全民児連のホームページ



パスワードは「ひろば」最終ページに記載されています。



PR 動画
「あなたの
まちにも編
(long ver.)」



こんにちは！主任児童委員です

こんにちは！主任児童委員です

【連絡先】
※各市町村事務局連絡先を記載

埼玉県民生委員・児童委員協議会 発行

地域の力で子どもたちを支えます

児童・生徒のことでお手伝いできることはありませんか？

主任児童委員にお声がけください。
地域の児童委員と協力し、相談内容に応じて関係機関による支援への「つなぎ役」になります。
先生からの情報の秘密は、必ず守ります。
わたしたち児童委員・主任児童委員には、民生委員法第15条より守秘義務があります。

○児童委員は、厚生労働省から委嘱されています。
○民生委員は全員が「児童委員」を兼ねていることから、「民生委員・児童委員」と称します。
○その中で、児童福祉に関することを専門に担当するのが主任児童委員です。
○主任児童委員の「主任」は職位ではなく、「主に任じられている」という意味です。

地域の主任児童委員が協力できること

○地域での児童・生徒の様子を見守ります
・登下校時や放課後、休日の様子
・公園や公共施設、コンビニ等での様子

○気になる児童・生徒の家庭の見守りに協力します
・児童・生徒の様子を報告
※日常の中で見守りをします
※学校からの依頼なく訪問することはありません

○専門の支援機関につなぎます
○「身近な相談相手」としてお話を聴かせていただきます

○地域の情報をお伝えします
・通学路の状況（危険箇所等）
・子どもの居場所（子ども食堂等）
・地域の行事（お祭り、イベント等）

○学校からのご相談により一層に対応を考えさせていただきます

教職員向け

- ・主任児童委員の立場や役割を理解してもらうために

みなさんの相談をいつでも承っています！

こんにちは！しゅにんじどういん主任児童委員です

【連絡先】
※各市町村事務局連絡先を記載
「主任児童委員につないでください」

埼玉県教育委員会相談窓口

【電話相談】毎日24時間受付
0120-86-3192（通話無料）

【LINE相談】月曜日～金曜日 午後5時～午後10時 発行
県内の中学・高校に在籍する生徒を対象に
SNSを活用した相談窓口を設置しています。

子どもスマイルネット～どんなことでも相談できる埼玉県の窓口～
048-822-7007
毎日 午前10時30分～午後6時（祝日・12/19～1/3を除く）
埼玉県民生委員・児童委員協議会 発行

しゅにんじどういん主任児童委員って どんな人？

◇みなさんの住んでいる地域にいます。
◇みなさんが学校や地域で元気に楽しく安心して生活できるように見守りをしています。
◇困ったことがあったとき、みなさんの相談にのります。

みなさんの秘密は必ず守ります！！

「いつもみんなのことを見守っているよ」

こんにちは！
こんな心配ごと、悩みごとはありませんか？

学校のこと
友達のこと
自分のこと
家のこと

ひとりで悩まないで相談してください

みなさんのそばには相談できる大人がいます

児童・生徒向け

- ・身近に相談できる大人がいることを知ってもらうために

- 主任児童委員部会にて新たに二種類のパンフレットを作成いたしました。埼玉県民生委員・児童委員協議会のホームページからダウンロードできます。
- 各市町村事務局の連絡先を記載し、ご活用ください。
- 各市町村作成のパンフレットは、引き続きご活用ください。

埼玉県民生委員・児童委員協議会
ホームページ



◇PR 事例◇

1. PR パンフレットの活用

- ・啓発活動の一環として、学校や地域に配布
- ・学校との連絡会にて先生方に配布・説明
- ・小・中学校の入学説明会にて新1年生の保護者に配布（活動内容の説明）
- ・年度初めに小・中学校、幼稚園、保育園に配布
- ・子育て支援活動・イベントの際に配布
- ・関連機関に挨拶に伺う際に配布
- ・参考資料として民生委員に配布
- ・主任児童委員の研修用として使用（学ぶ機会に使用）
- ・行政機関、児童センター等に設置
- ・乳幼児健診の際、保健センターからの案内に同封

2. 地域での PR 活動

- ・5月の民生委員・児童委員の日に合わせて、市役所にて PR パネルを展示
- ・子育て支援活動等の際、主任児童委員エプロン（市民児協にて制作）を着用
- ・「にこにこ子育て応援ガイド」への掲載
- ・広報誌への掲載
- ・ホームページへの掲載、防犯パトロール、ティッシュ等の啓発品の配布
- ・子ども食堂等を行っている NPO 団体にボランティアとして参加
- ・中学校区ごとのふれあい推進事業（地域・学校・子どもたちが参加）に参加
- ・保健センターから依頼される未受診児訪問で説明
- ・学校行事や子育てイベントへの参加
- ・市内全校へ主任児童委員全員で訪問、児童・生徒にアピール
- ・町で行われるこどもフェスティバル等に参加、ブースのポスターに民児協と記載



☆事例を参考に、児童委員と共に PR していきましょう！☆

◇参考◇

子どもたちを取り巻く問題（児童虐待・ヤングケアラー）について知ってもらうために、活用してみませんか。

こども家庭庁・埼玉県・埼玉県教育委員会のホームページからダウンロードできます。

〈こども家庭庁/「オレンジリボン・虐待防止推進キャンペーン」リーフレット・ポスター〉



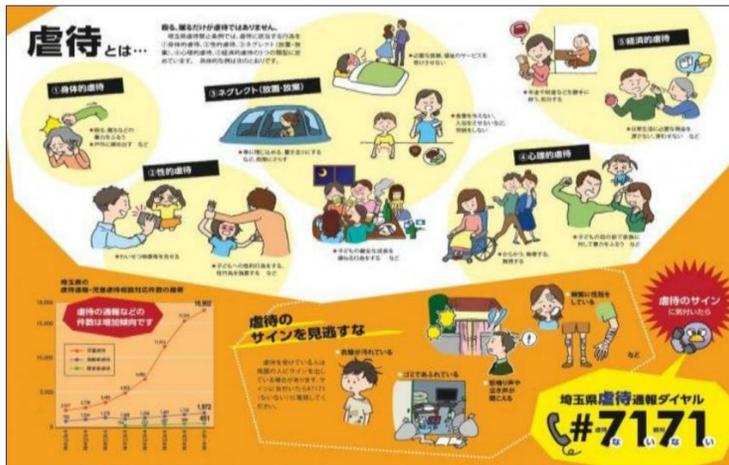
児童相談所虐待対応ダイヤル 189

こども家庭庁 虐待防止



親子のための相談 LINE

〈埼玉県/虐待通報ダイヤルリーフレット・チラシ〉



埼玉県 虐待通報ダイヤル



〈埼玉県教育委員会/児童虐待防止のためのリーフレット〉



※外国語版もあります

埼玉県教育委員会
児童虐待防止



〈こども家庭庁/ヤングケアラーリーフレット・ポスター〉



こども家庭庁 ヤングケアラー



〈埼玉県/ケアラー支援啓発リーフレット〉

知られていません 「ケアラー」のこと



ケアラーは、子どもから大人まで様々な人がいます。この理解を深めると共に支え合っている。あなたもケアラーかもしれないかもしれません。あなたは、ケアラーについてどう思っていますか？

ケアラーとは、
家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活のお世話や援助をしている方です。

ケアラーについて、さらに詳しく知りたい方は、こちらをご覧ください。
また、あなたもケアラーになるかもしれません。

ケアラーは特別な存在ではなく、誰もがなりうる身近なことです

**誰にも相談できず、孤立している
ケアラーがいるかもしれません**

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活のお世話や援助をしている方です。家族が介護するのとは状況が異なる場合、様々な悩みを抱えています。日々の業務、ケアをしている人がいる場合、自分の生活や時間がない、相談の窓口がなくて、孤立している可能性があります。

**例えば、こんな方が
あなたの周りにはいませんか？**

- ・家族に介護や看護の役割を担っている
- ・仕事を休めて介護や看護をしている
- ・障害のある子どもの子育てで、障害のある人の介護をしている
- ・仕事と育児の両方で介護や看護の役割を担っている

**孤立しているケアラーがいたら
話を聞いてあげてほしい**

家族や仕事で忙しくて相談する暇がなくて悩んでいるケアラーがいます。話を聞いてあげると、悩みの解消や、今後のケアの方向性、自分自身のケアについても、アドバイスやサポートが受けられるかもしれません。話を聞いてあげると、悩みの解消や、今後のケアの方向性、自分自身のケアについても、アドバイスやサポートが受けられるかもしれません。

相談先など

ケアをしている親が介護者の悩み
埼玉県介護支援センター
ケアをしている親が介護者の悩み
埼玉県介護支援センター
地域の民生委員・児童委員にも相談してください。
ケアをしている親が介護者の悩み
埼玉県介護支援センター
ケアをしている親が介護者の悩み
埼玉県介護支援センター

問合せ

埼玉県福祉部地域包括ケア課
埼玉県さいたま市東区東山町1丁目1番1号
TEL: 048-230-3256
E-MAIL: s3250-04@pref.saitama.jp

埼玉県 ケアラー支援

〈埼玉県/ヤングケアラー支援啓発リーフレット〉

ケアをしている 子どもたちがいます



**「ヤングケアラー」を
知っていますか？**

ヤングケアラーとは、家族など身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活のお世話や援助をしている18歳未満の方です。

**誰にも相談できず、孤立している
ヤングケアラーがいるかもしれません**

ヤングケアラーとは、家族など身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活のお世話や援助をしている18歳未満の方です。自分の心身の負担が大きい、勉強や仕事や趣味の時間、遊びやストレスなどが減って、自分のことや自分の未来が心配になる場合があります。この負担のこもりを軽減するために、相談やサポートを受けることが大切です。

ヤングケアラーの例

- ・毎日の生活で多くの役割を担っていて、相談先がなくて悩んでいる
- ・毎日の生活で多くの役割を担っていて、相談先がなくて悩んでいる
- ・毎日の生活で多くの役割を担っていて、相談先がなくて悩んでいる
- ・毎日の生活で多くの役割を担っていて、相談先がなくて悩んでいる

ヤングケアラーは以下のようなケアを担っています

- ・病状や介護が必要な家族のケア、家事をしている
- ・家族のケア、おんぶや抱っこなどしている
- ・病状や介護が必要な家族のケア、家事をしている
- ・家族のケア、おんぶや抱っこなどしている
- ・病状や介護が必要な家族のケア、家事をしている
- ・家族のケア、おんぶや抱っこなどしている

ヤングケアラーに関する相談

地域の福祉課など
ヤングケアラーを支援する相談窓口、相談先など
相談先など、相談先など、相談先など
相談先など、相談先など、相談先など
相談先など、相談先など、相談先など

問合せ

埼玉県福祉部地域包括ケア課
埼玉県さいたま市東区東山町1丁目1番1号 TEL: 048-230-3256 E-MAIL: s3250-04@pref.saitama.jp

埼玉県 ケアラー支援

埼玉県 ケアラー・ヤングケアラー支援





埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和6年12月9日 発行